

専修大学大学院委託生実施要綱

(目的)

第1条 川崎市職員を専修大学大学院の委託生（以下、「委託生」という。）として派遣し、高度な政策形成能力の向上や、専門分野の研究を行い、地方分権時代にふさわしい職員として、先駆的・先導的な役割を發揮できる人材の育成を目指すことを目的とする。

(派遣対象者)

第2条 派遣対象者は、次の各号に定める要件を全て満たす者とする。

- (1) 修士課程にあつては、大学卒業又はこれと同等以上の学力があると認められる者、博士課程にあつては、修士の学位を有する者又はこれと同等以上の学力があると認められる者。
- (2) 派遣を開始する年度の4月1日において、原則として本市在職3年以上の者。ただし、総務企画局長が必要と認める場合にあつてはこの限りではない。
- (3) 勤務成績が優秀であり、かつ、心身ともに健康である者。
- (4) 倫理観が強く、幅広い豊かな識見と人権感覚を身に付け、市政に対する市民の信頼を十分に確保できる者。
- (5) 勤務に積極果敢かつ意欲的に取り組む者。

(受講科目)

第3条 受講科目は次の各号により選択するものとする。

- (1) 大学院が開講する授業科目のうちから科目を選択する。
- (2) 大学院の正規学生の教育に支障をきたさない範囲で行うものとする。
- (3) 原則として、一人1科目とする。

(出願方法)

第4条 派遣候補者は、次の書類を添え出願手続を行う。

- (1) 委託生願書
- (2) 出身大学（大学院）の卒業（修了）証明書
- (3) 大学院派遣研修生推薦書及び研究計画書
（委託生の決定）

第5条 派遣候補者は、総務企画局において選考を行う。

- 2 大学院からの決定承認があった後、総務企画局長は派遣候補者を委託生として決定するものとする。

（聴講期間）

第6条 聴講期間は、次の各号のとおりとする。

- (1) 原則として、1年間とし2年間を限度とする。
- (2) 1年を超えて引き続き同一科目の聴講を希望するときは、あらかじめ、選考の手続を経なければならない。

（災害の取扱い）

第7条 委託生の聴講中におけるサービスの取扱いは、公務とし、聴講中又は聴講のための通学途上において負傷、疾病等の災害を受けた場合は、地方公務員災害補償法の適用を受けるものとする。

（委託生の取り消し）

第8条 委託生が次の各号のいずれかに該当する場合は、大学と市が協議の上、委託生を取り消すものとする。

- (1) 市職員としての身分を失った場合
- (2) 心身上の理由により聴講の継続が困難になった場合
- (3) 学業又は研究の実績が著しく不良である場合
- (4) その他委託生として適格でないと認められた場合

（受講の報告）

第9条 委託生は、受講終了後、速やかに受講報告書を総務企画局長に提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成14年1月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年1月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。